

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石川県小松市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.6	%
全職員	63.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	94.0	%
本庁課長相当職	92.6	%
本庁課長補佐相当職	99.6	%
本庁係長相当職	97.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.8	%
31～35年	97.8	%
26～30年	89.2	%
21～25年	83.4	%
16～20年	87.6	%
11～15年	101.1	%
6～10年	77.5	%
1～5年	67.8	%

【説明欄】

- ・ 男性の77.2%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は45.6%にとどまる。
- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は8割を超えており各勤続年数において男性の給与額を上げている。
- ・ 勤続年数1～5年の職員については、国、県からの出向職員及び他の職種より給与水準の高い医師が職員の26.0%を占めており、男性職員の平均給与を押し上げている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。